

訪問看護ステーションコスモス 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人三和会（以下「事業者」という。）が開設する訪問看護ステーションコスモス（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

- 2 指定訪問看護事業所の看護職員等は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 3 指定介護予防訪問看護事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

主たる事業所

- (1) 名称 訪問看護ステーション コスモス
- (2) 所在地 埼玉県久喜市桜田二丁目1-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮監督を行う。また、自らも事業の実施に当たる。

(2) 看護職員等

看護職員 常勤換算 2.5人以上（うち1名は常勤）

理学療法士等 2人以上

事務職員等 1人以上

看護職員等（准看護師を除く）は訪問看護計画書及び訪問看護報告書〔介護予防にあつては介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書〕を作成し、事業の提供に当たる。

また、理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携して作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所日及び営業時間は、次のとおりとする。

主たる事業所

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の援助
- (4) 褥瘡等の皮膚トラブルの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の相談・指導
- (9) カテーテル等の管理及び指導
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1回300円とする。

3 死後の処置料は、15000円とする。

4 当日理由のないキャンセルをした場合は基本料金の100%の額を請求することができる。

5 前第4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、久喜市(旧菖蒲町は除く)、幸手市一部地域、杉戸町(高野台地区)、宮代町(和戸地区)、加須市一部地域(花崎・大桑・川口・水深・阿佐間・琴寄・旗井・北下新井の各地区一部)、五霞町一部地域(小手指・元栗橋・原宿台の各地区一部)とする。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業を提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあつては地域包括支援センター)等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(事故発生時の対応)

- 第12条 利用者に対する指定訪問看護職員等のサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者が養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 事業所は、看護師等の清潔及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 事業者は、看護職員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人三和会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成21年1月1日から実施する。
- この規程は、平成22年6月1日から改訂実施する。
- この規程は、平成23年9月1日から改訂実施する。
- この規程は、平成23年11月1日から改訂実施する。
- この規程は、平成27年4月1日から改訂実施する。
- この規程は、平成27年8月1日から改訂実施する。
- この規程は、平成28年10月24日から改訂実施する。
- この規程は、平成29年4月1日から改訂実施する。
- この規程は、令和元年11月1日から改訂実施する。
- この規程は、令和5年4月1日から改訂実施する。
- この規程は、令和6年6月1日から改訂実施する。